松ケ丘小学校おやじの会 会則

第1条 名 称

本会は、「松ケ丘小学校おやじの会」と称する。

第2条 目 的

小学生を子供に持つ「おやじ」として、子供たちが健やかに育つ環境作りとその維持を、学校・PTA・地域と連携して、「出来る事を、できる人が、できる時に」の精神で行う。これら活動を通じ、地域での人間関係を将来にわたり充実させ、地域の安全と発展に寄与することを目的とする。

第3条 活 動

前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 学校、PTA及び地域と連携し、児童の心身の健康と安全を向上させる活動
- (2) 学校、地域活動の参画
- (3) 会員同士の親睦を深める活動
- (4) その他、本会の目的を達成に適する活動(例:ホームページ作成など広報活動)
- 2. 政治・宗教等、特定の団体・企業の宣伝活動は行わない。

第4条 会 員

会の目的に賛同する者は、事務局に申込書を提出することにより、以下の区分に従って会員 となる。

- (1) 正会員:松ケ丘小学校に子供を持つ保護者もしくは卒業児童の保護者
- (2) 助会員:松ケ丘小学校の教職員、及び事務局が入会を認めた者
- 2. 会員は、会の名誉を傷つけたり、会の名目において私的利潤の追求及び特定の政治、宗教団体のための活動をしてはならない。

第5条組織

会の企画・運営を行うため事務局を設置する。事務局は正会員から選出された者で構成され、 事務局員とは以下の(1)から(4)に該当する者とする。

(1) 会長	1名	会の運営の責任を持つ
(1)	' '	ムの住口の見はらいっ

(2) 副会長 最低 1 名 会長を補佐する。会長が活動できない状況では代行する。

(3) 事務局長 1名 事務局の事務的な運営を行なう。

(4) 会計 1名 会の財産を適切に管理し、状況を年次総会にて報告する。

(5) 監査 1名 会計を監査する。

(6) 顧問 若干名 歴代会長の中から要請する。

(7) 総会で承認された者 委員会等が設置された場合、その委員長など。

2. 会長は、毎年の年次総会にて、会員からの自薦他薦を通じ、総会参加者の過半数以上の賛成を持って任命される。複数名の候補者が出た場合には年次総会にて選挙を行い、最大得票数を 得た者が選手される。

- 3. 選出された会長は、事務局及び会の組織を総会に提案する。提案された組織は、総会参加者の過半数以上の同意を持って承認される。
- 4. 会長以外の事務局員も会長同様、会員からの自薦他薦を通じ、総会参加者の過半数以上の賛成を持って任命される。複数名の候補者が出た場合には、選挙を行い、最大得票数を得た者が選出される。
- 5. 事務局の任期は当年度年次総会から次年度年次総会までの1年とする。
- 6. 転勤などで会の運営に参画できなくなった事務局員が発生した場合、会長が本人の了解のもと、期の途中であっても新事務局員を任命できる。

第6条 会 議

会員は可能な限り以下の会議に参加するものとする。会議においては自由に建設的な意見を 交換し、誹謗中傷は行わないものとする。事務局はできるだけ多くの会員が参加できるように 配慮し、開催日時・場所を設定し、会員全員に連絡を行う。

(1) 年次総会

毎年4月1日より6月末日までの間に、年次総会を開催する。年次総会では、会計報告、 前年度活動報告、事務局員の選出、本年度活動計画策定等を行う。

(2) 定例会

年間6回程度の定例会を行う。定例会の予定は、2ヶ月程度前に議題とともに会員に連絡する。定例会では、情報の共有化、テーマに対しての話し合い、会の運営企画、イベント企画、などを行う。

(3) 臨時会議

会の運営に(1)(2)以外の会議を開くことが必要と事務局が判断する場合、臨時に会議を 開くことができる。

第7条 会 費

会では入会費を含め、定期的な会費徴収は行わない。

2. イベントによっては、会費を徴収することがある。

第 8 条 会計規則

会の適正な運営と活動における収支の透明性を図ることを目的に、別途会計処理規則を定めるものとする。

第 9 条 入会 · 退会

入会:正会員資格者は、申込書を事務局に提出することにより、いつでも入会できる。 正会員用申込には最低、本人の氏名、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)、児 童の氏名、学年組を記載する。入手した情報は、会の運営・連絡以外の目的に使用し てはならない。

退会:いつでも事務局に連絡することにより退会できる。

正会員は、子供が小学校を卒業した時点で自動的に正会員資格を失い退会となる。な お、児童卒業時において会員継続の意思を確認したものは引き続き正会員とする。

第10条 会則の改定

本会則は、年次総会にて参加者の過半数以上の賛成によって改定できる。

2009年4月18日総会にて承認2010年5月15日総会にて修正2014年4月12日総会にて修正